

最判平成15年2月21日(民集57巻2号95頁)

[著名事件名]

[キーワード]

保険代理店、損害保険契約、保険料、預金債権、払戻し請求

[判決年月日]

平成15年2月21日

[出典]

最高裁判所民事判例集57巻2号95頁、裁判所時報1334号1頁、判例時報1816号47頁、判例タイムズ1117号211頁、金融法務事情1677号57頁、金融・商事判例1167号2頁

[判旨]

損害保険代理店が、損害保険会社のために保険料のみを入金する目的で開設した本件預金口座の預金債権について、本件預金の原資は損害保険代理店が所有していた金銭にほかならず、本件事実関係の下において、本件預金債権は、損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属するとした事例。

[当事者名]

富士火災海上保険株式会社 対 小樽商工信組

[事実の概要]

原告富士火災海上保険(株)の損害保険代理店であった矢野建設工業は、被告小樽商工信組に「富士火災海上保険(株)代理店矢野建設工業株式会社A」名義で開設された普通預金口座に、矢野建設工業が原告のために収受した保険料及びこれに対する利息合計342万2903円が預け入れられていたが、矢野建設が不渡りを出したため、被告が矢野建設宛与信と当該預金を相殺した。原告が被告に対して、預金は自己に帰属するとして預金の払戻しを請求した。なお、矢野建設工業は、原告を代理して、保険契約者と保険契約を締結し、保険契約者から保険料を収受した上で(その際、原告名義の領収書を交付)保険料として収受した金銭を他の金銭と明確に区別するため専用の金庫ないし集金袋で保管し、それを本件預金口座に入金したうえで、毎月20日ころ、本件預金口座に預け入れてあった前月分の保険料全額の払戻を受け、原告から送付された保険料請求書に記載された代理店手数料相当額を差し引いた上で、残りの金銭を原告に送金していた。通帳・印鑑は矢野建

設工業が保管していたが、第1回目の不渡の直後に原告に手交された。また、代理店契約には、「領収した保険料を原告に納付するまでは、…これを自己の財産と明確に区分して保管し、他に流用してはならない」といった条項があった。

[主文]

原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。

被上告人の請求を棄却する。

被上告人は、上告人に対し、374万2894円及びこれに対する平成10年12月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

訴訟の総費用及び前項の裁判に関する費用は被上告人の負担とする。

[判決理由]

「…2 原審は、次のとおり判断し、本件預金債権は被上告人に帰属するとして、被上告人の請求を全部認容すべきものとした。

金融機関にとっては預金者が何人であっても格別の不利益はないから、預金の原資を出えんした者の利益を保護する観点から、その出えん者が預金者として預金債権の帰属主体になると解するのが相当である。

そこで本件預金の出えん者はだれであるかについて検討すると、訴外会社は、被上告人を代理して保険契約者から収受した保険料を専用の金庫ないし集金袋で保管し、他の金銭と混同していなかったこと、本件預金の原資は、上記保険料及びその預金利息であること、訴外会社は、上記保険料自体の帰属については、独自の実質的又は経済的な利益を有していないこと、被上告人は、訴外会社が保険料を収受することにより保険金支払の危険を負担することになるので、保険料の帰属について実質的又は経済的な利益を有していることを考慮すると、訴外会社が収受した保険料の所有権は占有者ではない被上告人に帰属すると認めるべき特段の事情が存するものと解する余地が十分にある。仮にそうでないとしても、上記諸点を考慮すると、本件預金の出えん者は、被上告人と認めるのが相当である。

また、訴外会社は、本件預金口座の通帳及び届出印の所持者として、本件預金口座を管理し得る立場にあったが、本件預金口座の目的やその払戻しについて被上告人との間の契約による制約を受けていたから、被上告人から本件預金口座の管理をゆだねられていたにすぎず、本件預金口座を実質的に管理し得る地位を有していたのは被上告人にほかならない。

上記のように、被上告人が本件預金の原資の出えん者であり、かつ、本件預金口座を実質的に管理していた者であることにかんがみると、本件預金債権は被上告人に帰属するというべきである。

3 しかしながら、原審の上記判断はこれを是認することができない。その理由は、次

のとおりである。

前記事実関係によれば、金融機関である上告人との間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのは、訴外会社である。また、本件預金口座の名義である「富士火災海上保険(株)代理店矢野建設工業(株)A」が預金者として訴外会社ではなく被上告人を表示しているものとは認められないし、被上告人が訴外会社に上告人との間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上全くうかがわれない。

そして、本件預金口座の通帳及び届出印は、訴外会社が保管しており、本件預金口座への入金及び本件預金口座からの払戻し事務を行っていたのは、訴外会社のみであるから、本件預金口座の管理者は、名実ともに訴外会社であるというべきである。

さらに、受任者が委任契約によって委任者から代理権を授与されている場合、受任者が受け取った物の所有権は当然に委任者に移転するが、金銭については、占有と所有とが結合しているため、金銭の所有権は常に金銭の受領者（占有者）である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うことになるにすぎない。そうすると、被上告人の代理人である訴外会社が保険契約者から収受した保険料の所有権はいったん訴外会社に帰属し、訴外会社は、同額の金銭を被上告人に送金する義務を負担することになるのであって、被上告人は、訴外会社が上告人から払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るというべきである。したがって、本件預金の原資は、訴外会社が所有していた金銭にほかならない。

したがって、【要旨】本件事実関係の下においては、本件預金債権は、被上告人ではなく、訴外会社に帰属するというべきである。訴外会社が本件預金債権を訴外会社の他の財産と明確に区分して管理していたり、あるいは、本件預金の目的や用途について訴外会社と被上告人との間の契約によって制限が設けられ、本件預金口座が被上告人に交付されるべき金銭を一時入金しておくための専用口座であるという事情があるからといって、これらが金融機関である上告人に対する関係で本件預金債権の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない。」

「裁判官福田博の反対意見は、次のとおりである。

・・・本件預金口座の名義は、「富士火災海上保険(株)代理店矢野建設工業(株)A」となっており、預金者として訴外会社を表示しているものであることが一見明白であるとはいいきれないし、そこに「代理店」の文字が含まれていることからすると、むしろ、被上告人が代理人である訴外会社を使って本件預金口座を開設したことを表示していると解するのが相当である。訴外会社が本件預金口座の通帳及び届出印を保管し、本件預金口座の金銭の出し入れを行っていたことも、代理人として、本人である被上告人のためにしていたことであると評価すべきである。

訴外会社が保険契約者から収受した保険料の所有権がいったん訴外会社に帰属するのは多数意見のいうとおりであるが、上記のように本件預金口座は被上告人のものであるから、

保険料を本件預金口座に入金することによって訴外会社の被上告人に対する保険料引渡し義務は完了することになる。後日被上告人から訴外会社に送付される保険料請求書の記載に従って訴外会社が本件預金口座から資金を引き出し、訴外会社の手数料を控除した残額を被上告人に送金するという資金の移動は、訴外会社が被上告人の代理人として、被上告人の預金口座間で資金移動事務を行っているものであるにすぎない。

原審は、預金の原資の出えん者が預金債権の帰属主体になるという理論を前提に、被上告人が本件預金の原資の出えん者であるから本件預金債権の帰属主体であるとしている。私は、このような判断過程を正当なものであると考えるものではないが、上記のように、本件預金口座は被上告人が訴外会社を代理人として開設したものであると考えられるから、被上告人が預金者としてする本件預金債権の支払請求を認容すべきものとした原判決は、結論において是認することができる。」